

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>(特別送達の取扱い)</p> <p>第131条 当社は、郵便物を民事訴訟法（平成8年法律第109号）<u>第103条</u>から第106条まで<u>及び第109条</u>に掲げる方法により、送達し、その送達の実を証明する特別送達の取扱いをします。</p> <p>2 特別送達の取扱いは、法律の規定に基づいて民事訴訟法<u>第103条</u>から第106条まで<u>及び第109条</u>に掲げる方法により送達すべき書類を内容とする郵便物につき、これをします。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(特別送達の取扱い)</p> <p>第131条 当社は、郵便物を民事訴訟法（平成8年法律第109号）<u>第100条第1項及び第103条</u>から第106条までに掲げる方法により、送達し、その送達の実を証明する特別送達の取扱いをします。</p> <p>2 特別送達の取扱いは、法律の規定に基づいて民事訴訟法<u>第100条第1項及び第103条</u>から第106条までに掲げる方法により送達すべき書類を内容とする郵便物につき、これをします。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（2026年3月30日 2025-日郵統マ第0100号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正規定は、2026年5月21日から実施します。</u></p>